

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第四十號

鳥取縣立兒童保護所規則を次のように定める。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣立兒童保護所規則

第一條 本所は、鳥取縣米子市東福原に設置し、鳥取縣立兒童保護所と稱する。

第二條 本所は、戰災その他で養護者を失つたために、浮浪の境遇に陥つた兒童を收容し、これを保護養育して獨立自營に必要な素地をつくるをもつてその目的とする。

第三條 本所に、次の職員をおく。  
所 長 一名

昭和二十二年十一月七日  
第千八百五十八號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格54號

指導員 一名

書記 一名

第四條 所長は所務を掌理して、所屬職員を指揮監督する。

所長に事故がある場合は、上席の職員がその職務を代理する。

第五條 指導員は所長の指揮を受けて、兒童の監護養育に従事する。

第六條 書記は所長の指揮を受けて、庶務、會計に従事する。

第七條 所長縣外に出張しようとするときは、その要件出張地及び日程を添えて、知事の認可を受けなければならない。

但しその日歸所でき得る場合は、この限りでない。  
第八條 所長は、次の各號について縣に報告しなければならない。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日、當ル)

火金 曜日發行(休日、當ル)

昭和二十二年十一月七日  
第千八百五十八號

昭和四年四月十五日  
(第三種郵便物認可)

ならぬ。

- 一、收容児童が重患に罹つたとき又は行方不明となつて、數日歸所しないとき。
- 二、児童を新に收容したとき。
- 三、行方不明となつた児童が歸所したとき。
- 四、児童の行狀等が善良となつて他に委託又は就職させようとするとき。
- 五、前號に反し保護が不可能となつて、退所せよとするとき。
- 六、その他重要な事項。

第九條 處務細則その他所内の規定は、縣と協議して所長がこれを定める。

附 則

この規則は、昭和二十二年十月十一日から、これを適用する。

告 示

鳥取縣告示第四百九十六號

生活保護法第七條による保護施設として次の施設を設置し、昭和二十二年十月十一日から業務を開始し、その施設事務費を取扱人員一人一日當り金六圓と定める。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設名 設置主体 所在地  
 浮浪児童 鳥取縣 鳥取縣米子市東福原  
 收容事業 童保護所

鳥取縣告示第四百九十七號

東伯地方事務所管内において縣稅檢査章を次のように返納並びに交付した。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分 番號 返納年月日 所屬職名 職名 氏 名

縣稅檢査章	六四	昭和廿二年十月廿九日返納	東伯郡 橋津村	書記	西方正則
同	一四三	同	同長瀬村	同	河本義夫
同	一四四	同	交付 同橋津村	同	櫻木秀雄

同 一四五 十一月一日同 同上北條村 同 榊木義宗  
 同 一四六 同 四日同 同上小鴨村 同 穴戸操  
 同 七六 同十月廿八日返納 同 同 藤井繁

鳥取縣告示第四百九十八號

西伯郡宇田川村の字區域及び名稱を次の通り變更した。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

現在 區 域 變更區域  
 大字名 字名 地番 地目 大字名 字名 地積  
 西尾原 引立 五四一ノ二 原野 中西尾 本谷 全筆

鳥取縣告示第四百九十九號

昭和二十二年十一月七日左記の者に對し動力糶業免許證を下附した。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號

住所 氏 名 生年月日

一、六八四 東伯郡高城村 大窪孝之 明四一、五、八  
 櫻四四〇番地

鳥取縣告示第五百號

動力糶業免許者中左記の通り廢業届があつた。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、六八五	同服部六三番地	山本爲好	同三八、三、一六
一、六八六	同岡	朝倉富雄	同四五、二、一一
一、六八七	同立見二五三番地宮本	蕪 大一一、二、一四	
一、六八八	同服部二二三番地宮坂唯信	明二八、五、七	
一、六八九	同 上福田五〇〇番地	松本 清 同二二、二、二八	
一、六九〇	日野郡八郷村 小林一番屋敷	元次時高 同二四、六、二五	
一、六九一	米子市 西福原二二九番地	服部寛二 同三五、四、二〇	
一、六九二	同陽田町一六七番地米田利雄	大四、一一、二六	
一、六九三	西伯郡餘子村 竹内三八〇番地	並原忠藏 明三四、五、一八	
一、六九四	同 八九六番地	島田 正 同三三、二、二八	

00475

免許證番號

注 所

氏 名

一、三三四 西伯郡渡村大字波五十一番地

築谷義壽

◇鳥取縣告示第五百一號

物價統制令第四條の規定により煉炭、たどんの製造業者販賣價格の統制額に計算する額を次のように指定する。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

製造業者が直接販賣業者の店先又は倉庫まで持込む場合

製造業者販賣價格統制額に計算する額

一、孔明煉炭

四寸もの 一袋につき 四圓五〇錢

六寸もの 一個につき 一圓〇〇錢

七寸もの 同 一圓四五錢

四、たどん

一號品 十キロ 二圓五〇錢

二號品 同 二圓五〇錢

花形一號品 袋入十四箇 三圓五〇錢

同 二號品 同 三圓五〇錢

◇鳥取縣告示第五百二號

物價統制令第四條の規定により鳥取縣において販賣する新刊の書籍及び雑誌の販賣價格に計算し得る額を次のように指定し、昭和二十二年六月鳥取縣告示第二百六十號(鳥取縣における新刊の書籍及び雑誌の販賣價格の加算額指定の件)はこれを廢止する。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣内で販賣する新刊書籍及び雑誌の販賣價格に計算し得る額

一、定價參圓を超えるものは定價の一成に相當する額。

二、定價參圓以下のもの及び鳥取縣内産の出版物並びに教科書、官公署出版物は定價にて販賣すること。

三、計算において生じた十錢未満の端數は切捨てること。

◇鳥取縣告示第五百三號

物價統制令第四條の規定により普通旅客自動車運送事業(ハイヤー、タクシ業)の運賃の統制額を次のように

00476

00476

指定する。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

普通旅客自動車運送事業運賃統制額

一、料制運賃

最初の二秆まで 四〇圓〇〇

その後一秆までを増す毎に 二〇、〇〇

(1)料制運賃の實施はタクシメーター取付を條件とする。割増運賃は收受できない。

二、時間制運賃

一時間まで毎に 二〇〇圓〇〇

三、貸切制運賃

一日一車(八時間就業) 一、二〇〇圓〇〇

四、その他の運賃料金

イ、待料金 四分まで毎に 一〇圓〇〇

ロ、寝臺車料金 時間又は貸切制運賃の二割増し

ハ、小型車運賃 普通車運賃の三割減

五、

イ、貸切制運賃適用の場合で就業時間超過した場合は超過時間に對する運賃は時間制による。

ロ、燃料を乗客が負擔した場合は前各料金の二割引とする。

ハ、暴風雨、積雪等悪天候時又は坂路、惡路地域への運行については三割以内の割増運賃を收受できる。

ニ、深夜早朝(午後十時より翌五時まで)の運行については三割以内の割増運賃を收受できる。